

総合評価落札方式における主任（監理）技術者に求める
資格の改定について（お知らせ）

広島市水道局では、技術者の能力を評価する項目として、「主任（監理）技術者の資格」を設定していますが、令和5年5月より、本評価項目において設定する資格を以下のとおり改定することとしましたのでお知らせします。

1 発注者が指定する資格

発注者が指定する資格は、現在、表-1のとおりとし、工事の規模や内容に応じて設定しておりますが、新たに表-2に示す資格を設定することとします。

なお、求める資格をさらに追加する場合は、随時お知らせします。

表-1 令和5年4月以前まで指定する資格一覧

工事種別（例）	発注者が指定する資格
コンクリート構造物新設	コンクリート主任技士
コンクリート構造物補修	コンクリート診断士
推進工事	推進工事技士

表-2 令和5年5月以降に指定する資格一覧

工事種別（例）	発注者が指定する資格
コンクリート構造物に関する工事	コンクリート主任技士
	<u>コンクリート技士</u>
コンクリート補修に関する工事	コンクリート診断士
	<u>コンクリート構造診断士</u>
<u>鋼構造物に関する工事</u>	<u>土木鋼構造診断士</u>
	<u>土木鋼構造診断士補</u>
<u>PC構造物に関する工事</u>	<u>プレストレストコンクリート技士</u>
推進による管きょ工事	推進工事技士

※ 下線部は新たに追加する工事種別及び資格

2 適用時期

令和5年5月1日より入札公告を行う工事から適用します。